



令和7年3月4日

埼玉地方労働審議会
会長 金井 郁 殿

埼玉県電気機械器具製造業最低工賃専門部会
部会長 鈴木 奈穂美

埼玉県電気機械器具製造業最低工賃の改正決定について（報告）

当専門部会は、令和6年11月26日埼玉地方労働審議会において付託を受けた標記の最低工賃の改正決定について、慎重に審議を行った結果、別紙のとおり改正すべきであるとの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員

金井 郁 埼玉大学大学院 人文社会科学研究科 教授
金子 直樹 早稲田の杜法律事務所 弁護士
鈴木 奈穂美 専修大学 経済学部 教授

家内労働者代表委員

近藤 正人 電機連合埼玉地方協議会 事務局長
西牧 善信 サンケン電気労働組合 執行委員長
矢島 規雄 日本労働組合総連合会埼玉県連合会 副事務局長

委託者代表委員

加藤 和男 埼玉県商工会連合会 専務理事
染谷 秀俊 株式会社染谷電子 代表取締役
廣澤 健一 一般社団法人埼玉県経営者協会 専務理事

別紙

埼玉県電気機械器具製造業最低工賃

1 適用する家内労働者

埼玉県の区域内で電気機械器具製造業に係る業務に従事する家内労働者

2 適用する委託者

前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

3 第1号の家内労働者に係る最低工賃額

次の表の品目欄、工程欄及び規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額

品 目	工 程	規 格	金 額
リード線	穴通し(リード線を各種小型トランスの端子板へ穴通しするもの)	線径 0.5 ミリメートルのもの	1本につき 1円32銭
	はんだ付け(リード線と各種小型機器の端子部とについて行うもの(併せて附属作業を行うものを含む))	線径 0.5 ミリメートルのもの	1点につき 3円28銭
トランス	コア詰め(手動による鉄芯自動挿入機を使用するもの)	コアの幅が 16 ミリメートルで、かつ、厚みが 0.35 ミリメートルのものを 13 枚以上 20 枚以下に積むもの	1個につき 10円47銭
		コアの幅が 48 ミリメートルで、かつ、厚みが 0.5 ミリメートルのものを 35 枚以上 40 枚以下に積むもの	1個につき 13円08銭
電気部品(印刷回路基板に用いるものに限る。)	足曲げ	2本足のもの	1個につき 63銭
印刷回路基板	差し	2端子の部品について行うもの	1個につき 92銭
	差し及び曲げ		1個につき 1円24銭

4 効力発生の日 法定どおり